

平成 25 年度物品・役務等に係る契約適正化監視等委員会
定例会議審議概要

開催日及び場所	平成 25 年 10 月 23 日（水） 環境省第 2 会議室
出席委員 (50 音順)	野村豊弘（学習院大学法学部教授）、蓑輪靖博（福岡大学法学部教授）、森嶋昭夫（名古屋大学名誉教授）
審議対象期間	平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで
抽出審議事案	<p>総数 8 件</p> <p>○競争入札方式（6 件）</p> <p>〈総合評価落札方式〉</p> <p>① 平成 24 年度インドネシアの農産業分野におけるコベネフィット型協力推進事業に係る調査・検討業務</p> <p>② 平成 24 年度温室効果ガス排出量算定方法に関する調査等業務</p> <p>③ 平成 24 年度使用済再生可能エネルギー設備のリユース・リサイクル基礎調査委託業務</p> <p>④ 平成 24 年度風力発電等環境アセスメント基礎情報整備モデル事業（青森県青森市情報整備モデル地区における地域固有環境情報調査事業）委託業務</p> <p>⑤ 平成 24 年度小笠原海域情報図作成業務</p> <p>〈一般競争入札〉</p> <p>⑥ 平成 24 年度化学物質環境実態調査【初期・詳細環境調査（大気）】試料採取及び分析業務</p> <p>○参加者確認公募方式（1 件）</p> <p>⑦平成 24 年度温室効果ガス観測技術衛星(GOSAT)観測データ検証業務</p> <p>○不落・不調随意契約（1 件）</p> <p>⑧平成 24 年度水質データ解析業務</p>
委員の意見等	別紙のとおり (抽出された個々の契約案件についての意見具申または勧告はなかった。)

今回の審議全般を通しての委員の見解

- 「随意契約の適正化の一層の推進」により、様々な契約方式が定められたが、これはこれで競争性や透明性が高まるという意味からは基本的によい仕組みである。しかしながら、本日の議論をしていく中でも触れたように、案件によっては一般競争入札でよいのか、また、総合評価落札方式でよいのかなどを考えさせられる。国の認定に係る業務、国際会議などを含めた環境省における調査研究等については、形式的な契約方式に当てはめるばかりでなく、契約内容の「質」を十分に維持することに配慮しつつ、場合によっては契約方式を適切に選択したうえで、最終的に国として責任を果たすことが望まれる。
- 前年度の事業結果を受けて行う事業については、その成果報告書の公表と発注時期の関係等によっては、それが結果的に競争参加の妨げとなる場合もあるので、十分留意すること。
- 諸外国と連携して事業を行う場合、会計年度の違いによって、事業の円滑な執行に支障が出る場合もあるので、契約方法ばかりではなく、予算要求の段階から、事業の継続が可能となる方法を検討することが望ましい。
- 継続する調査研究の契約では、初年度において予定価格と入札価格に大きな差が出るのはやむを得ない部分もあるが、前年度の入札の結果を踏まえて、次年度以降は予定価格の算出に反映させるよう工夫することが必要。
- 調査研究毎に、きちんとした事後チェックのもとに、次年度以降の調査研究を組み立てていくことが、以前にも増して重要。